

平成27年度 九州歯科大学コンプライアンス教育資料

平成27年7月30日に開催しました、九州歯科大学倫理教育導入説明会及びコンプライアンス説明会の一部資料となっています。公的研究費、内部資金の研究費問わず、不正な使用は行わないようお願いいたします。当日ご欠席の方、再度コンプライアンス教育の内容を確認される方へ向けた資料となります。

研究費によるコンプライアンス説明

- コンプライアンス教育が必要な理由

国民の**貴重な税金**から公的研究費が賄われているにも関わらず、昨今公的研究費の不正使用が多発していることから文部科学省は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を昨年改定しました。ガイドラインにはコンプライアンス教育の実施を研究機関には求められているため平成27年度においても実施をするものです。

- 今回の主な内容

- ① 研究費の不正使用に当たった事案の紹介
- ② 不正防止への取組の本学の実例
- ③ 九州歯科大学の研究費ルール等について

① 研究費の不正使用に当たった事案の紹介

- (1) 平成14年度～平成16年度に交付された科学研究費補助金において、架空の取引により補助金を請求し、支払われた代金を業者に預け金として管理させていた。また、業者に指示して消耗品を購入したとの虚偽の請求書等を作成させ、当該請求書等により大学から支払われた代金を設備備品の調達や実験装置の修理費用に充てていた。
- (2) 平成14年度及び平成16年度に交付された科学研究費補助金において、
- ①そもそも必要のない出張を行っていた。
 - ②用務地で用務を行わず、単に気分転換していたにもかかわらず用務を行ったとして旅費を虚偽請求し、受領していた。
 - ③旅行命令の旅行期間よりも1日早く用務が完了したにもかかわらず用務地に留まり、旅行期間の短縮を行うことなく虚偽の旅費精算を行い、概算払いにより受給した旅費の返還を行わなかった、という事実があった。
- (3) 平成15年度～平成16年度に交付された科学研究費補助金において、実体を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を、研究室の運営経費に充てるためプールしていた。

前のページのような使用をすると

(1)「預け金」

架空の取引により研究機関に代金を支払わせ、業者に預け金(プール金)として管理させること。

(2)「カラ出張」

意図して実態の伴わない出張旅費を研究機関に支払わせること。

(3)「カラ謝金」

意図して実態の伴わない作業謝金を研究機関に支払わせること。

これらの使用は、**研究の為・私的使用問わず研究費の不正使用となります**。また、本学の規程上、公的研究費や内部資金を問わず、**研究費の不正使用と認定されます**。内部監査や国税局の税務調査や会計検査院の实地調査で必ず発覚します。不正な使用は行わないようしてください。

② 不正防止への取組の本学の実例

- 研究費を使用した物品についての納品事実の確認
- 研究費を使用した役務等についての完了事実の確認
- 内部監査の実施
- 小額の納品物品等の事後検収の実施
- 高額備品等における事後の実態調査の実施
- 不正行為相談・通報窓口の設置（経営管理部総務班）
- 研究費の不正使用防止に係る誓約書の提出
- 業者に対して研究費の不正使用防止に係る誓約書の提出

I 平成26年度研究費内部監査の結果について

◎内部監査において、注意すべき事項として記載された項目と今後の対応

- 出張時の旅費について、科学研究費等の公的研究費での支出が適正であることが分かるような復命書ではない。→公的研究費の事務担当者においても復命書の記載を確認する。
- 公的研究費の補助業務と直接関係がないと疑われるような、出張旅費の支出が見受けられた。→このような出張は公的研究費からの旅費等の支出を認めない。
- 見積書、請書、納品書、請求書の日付の空欄が多数あった。昨年度福岡県が実施した財政的援助団体等監査においても日付の空欄を指摘された。→研究者においては業者へ日付を入れるよう指導。財務担当事務者においても支出の前に徹底的な書類の確認を行う。空欄の場合は業者に日付を入れるよう指導する。
- 物品購入が集中した期日で行われている。そのような支出は不適切な支出とみなされかねないので行わないこと。→研究費の執行が計画的に行われているかを公的研究費の事務担当者が把握し、随時研究者に執行についての連絡を行う。
- 分割発注や分割契約等を行い、請書や相見積が必要とならないような発注の仕方が見受けられた。そのような発注は不適切とみなされかねないので行わないこと。→内部監査等で確認を行い、適宜研究者にそのような発注をしないよう指導する。

※4点目、5点目については、研究計画に沿った使用であり、時期がどうしても重なる場合についてはこの限りではありません。

Ⅱ 平成27年度研究費不正防止への対応について

- 公立大学法人九州歯科大学における公的研究費の不正防止計画(以下「不正防止計画」という。)に基づき行います。不正防止計画は九州歯科大学のホームページから「研究・産学連携」から見るすることができます。平成27年度は以下の点について重点的に対応します。

(イ) 物品や役務の検収漏れやモニタリング体制が十分に機能していないことを防ぐため、**小額物品の事後検収や納品状況の確認を行います。特に物品については換金性の高い、パソコンやデジタルカメラ等の現況を確認いたします。**

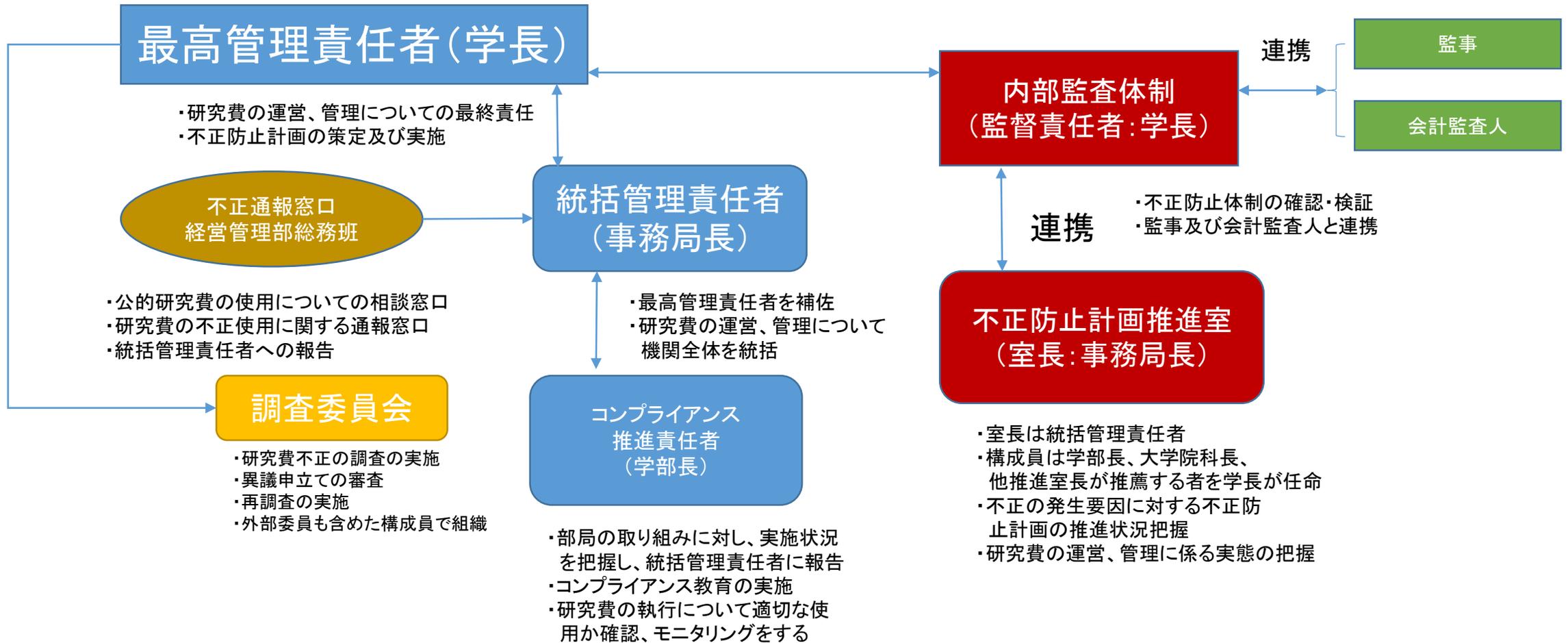
また、平成27年度からは物品以外の検収も対象となっています。研究者だけではなく、事務局職員も注意し研究費の執行を行ってください。**発注段階で支出財源の特定を行う必要があるため、発注連絡票に必ず支出財源を記載してください。**

(ロ) 公的研究費を使用し、県外出張を行う場合について復命書の確認を公的研究費の担当者においても確認いたします。公的研究費の支出が適当と認められない復命書である場合は、**復命書の訂正若しくは出張旅費の支出を認めません**のでご注意ください。

※公的研究費による旅費の支出は、公的研究費の業務遂行のためにのみの支出となります。今後の大学教育(業務遂行目的を除く)や自己研鑽のための学会参加費や旅費としての支出はできません。

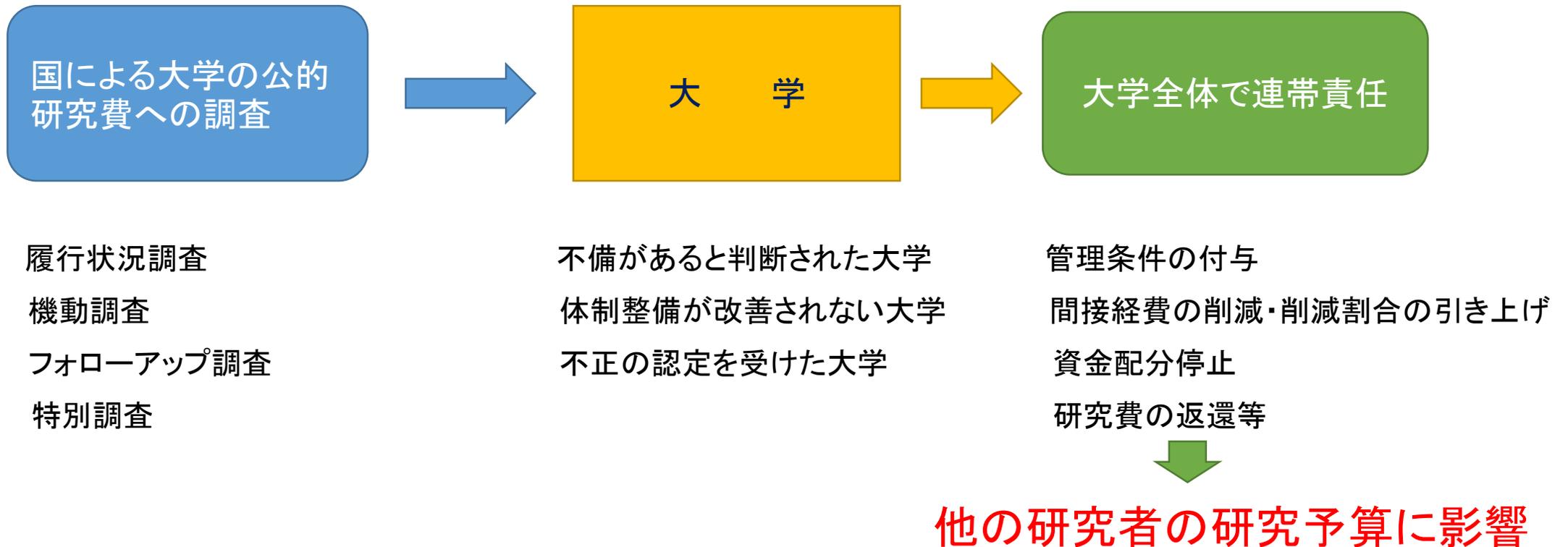
③ 九州歯科大学の研究費ルール等について

I 九州歯科大学 研究費の責任体制



Ⅱ 大学の管理責任の明確化

- 国のガイドラインの改訂により、不正をした研究者個人だけでなく、大学の管理責任が問われることになりました。



Ⅲ 研究費の不正使用についての措置

研究費を不正に使用した研究者に対し、九州歯科大学および配分機関は措置を講じます。

九州歯科大学の措置

氏名や不正の内容を公表

- ・調査結果の公表

法的責任の追及

- ・刑事訴訟や民事訴訟

人事処分

- ・就業規則等に基づく懲戒解雇、停職、減給等の懲戒処分、訓告・嚴重注意等の措置

配分機関の措置 (文科省など国の機関)

配分機関からの措置

- ・研究費の取り消し、返還
- 研究申請、参加資格の制限
- ・私的な流用: 10年
- ・私的流用以外: 1~5年
- ・善管注意義務違反: 2年

IV コンプライアンス説明会まとめ

- 税金の使途については社会的な説明責任が生じる。
 - 「研究費」は自由に使用できる資金ではない
- 税務調査、企業の倒産等の外的要因や内部監査の実施。
 - 研究費の不正使用は発覚する
- 不正に対する厳罰化。
 - 懲戒処分、機関の責任、研究費の返還、研究者人生の終焉